

学校選挙の手引

嘉麻市選挙管理委員会



明るい選挙キャラクター
ご当地めいすいくん

も く じ

1 選挙のたいせつさ	2
2 選挙のながれ	
(1) 選挙期日（投票日）等の告示	3
(2) 立候補の受付準備	
①校内演説用のぼり旗	5
②ポスター掲示場	6
③運動員腕章	7
(3) 立候補の受付	
①立候補受付会場	7
②選挙運動用品の交付	7
(4) 選挙啓発活動	
①校内放送の利用	8
②懸垂幕やポスターの作成	8
(5) 選挙運動	
①校内演説	8
②ポスターの掲示	8
③校内放送	8
④選挙公報	8
⑤演説会	8
(6) 投票	
①選挙人名簿	8
②投票所	9
③投票の方法	11
(7) 開票と当選者の決定（発表）	11
①当選者の決定	12
②当選者の発表	12
(8) 当選証書の授与	12
資料1 参考様式1から4	13
資料2 生徒会役員選挙日程表（例）	15

この手引きは、民主主義の基本である選挙を楽しく理解していただくために、実際の選挙に近い形で学校の生徒会役員選挙を行ってもらえるように作成したものです。

もちろん、この手引きのとおりすべてを行う必要はありません。学校の実情にあわせて修正していただき、児童会や生徒会などの役員選挙の実施や授業の中で、少しでも参考になれば幸いです。

1 選挙のたいせつさ

国の政治に、国民が参加して、国民の意志によって政治が行われることを民主主義といいます。これは**主権が国民に存する**ということであり、国の政治を決定する**最高の権力が国民にある**ということです。

民主主義の基本的な形態は、議会を通じて政治に参加する間接民主主義（代議制）をとっています。

間接民主主義（代議制）とは、選挙によって代表者を選出し、その代表者が政治を行う制度であり、ここに選挙の重要性があるのです。従って、選挙が公正に行われ、代表者として最もふさわしい者が選出されることが、民主政治を発展させる「かなめ」でもあるのです。

我が国の憲法では、次の原則を設けることにより、民主主義の精神を選挙において実現することとしています。

- ・ 普通選挙 . . . 一定の年齢に達したすべての人に平等に選挙権を与えること。
- ・ 平等選挙 . . . 選挙人が各人平等に、一人一票であり、性別、財産、教育の程度で差別を受けないこと。
- ・ 秘密投票 . . . 選挙人が投票した者を第三者が知ることができない方法であること。

2 選挙のながれ

(1) 選挙期日（投票日）等の告示

告示とは、広く皆さんに知ってもらうために、必要なことを掲示板などを利用して、文書で知らせる方法です。

一般の選挙では、選挙期日（投票日）、投票を行う場所、投票用紙の様式、開票の場所や日時など、たくさんの告示を法律（公職選挙法）で決められた日に行います。

学校選挙では、下記の例のように告示を簡単にわかりやすくするため、告示内容をまとめ、選挙期日（投票日）、投票時間、投票を行う場所、開票時間や場所などを大きな一枚の紙に書いて掲示する方法があります。

また、選挙期日の告示する日と、立候補の受付日は同じですが、学校選挙の場合、あらかじめ立候補者を選出する期間が必要であれば、選挙期日の告示を立候補の受付

日の2～3日前に行う方法もあります。

そのほか、立候補の受付日、選挙公報の原稿提出期限、また、校内放送、校内演説など、選挙運動ができる期間や、選挙期日（投票日）などをくわしく書いた選挙日程表を作成するのも良いでしょう。

さらに、学校選挙のきまり（選挙権と被選挙権、立候補手続き、選挙運動の方法、投票と開票の方法、当選人の決定等）を作成し、あらかじめ公表しておくとう良いでしょう。

※公職選挙法・・・国会議員、地方公共団体の長や議員の選挙を公正に行うために、昭和25年4月に制定された法律

(学校選挙の告示例)

告 示	
生徒会役員規約第〇〇条の規定により、任期満了に伴う 〇〇〇〇〇役員選挙を下記のとおり行います。	
〇〇〇生徒会選挙管理委員会 委員長 〇 〇 〇 〇	
記	
投票日	〇年〇月〇日（〇曜日）〇校時
投票場所	体育館
付 記	1 選挙する役員の数 〇人 2 立候補受付日 〇年〇月〇日（〇曜日）



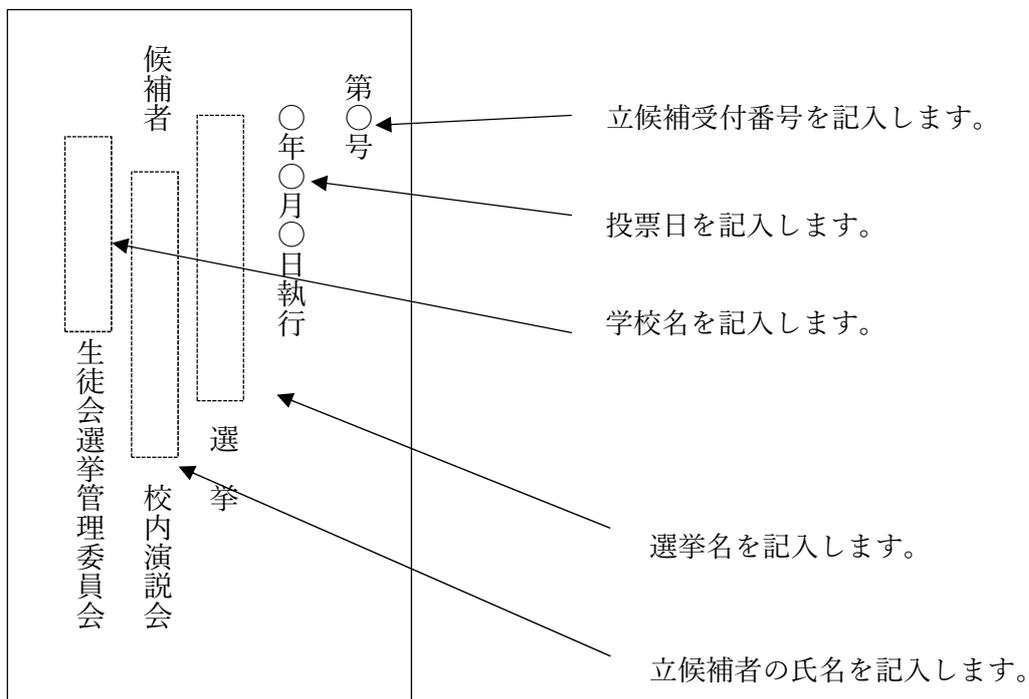
(2) 立候補の受付準備

学校選挙管理委員会では、立候補の受付日までに次の準備が必要です。

①校内演説用のぼり旗

一般の選挙では、選挙運動期間中、立候補者が街頭に立って政策を訴え支持をお願いするときには、必ず掲げなければならないのぼり旗です。学校では次のように準備します。

(校内演説用のぼり旗の例)



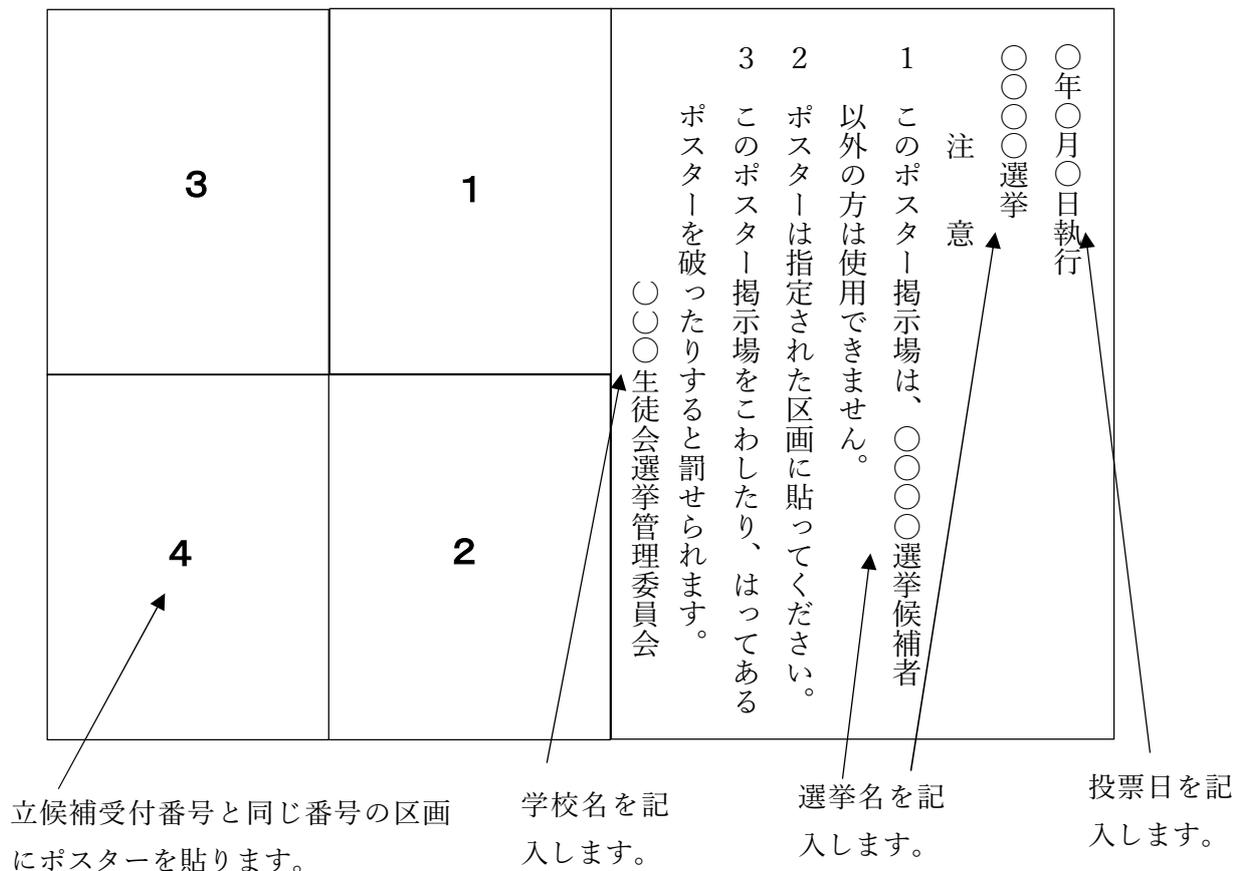
のぼり旗を下げる竿（さお）もご用意ください。



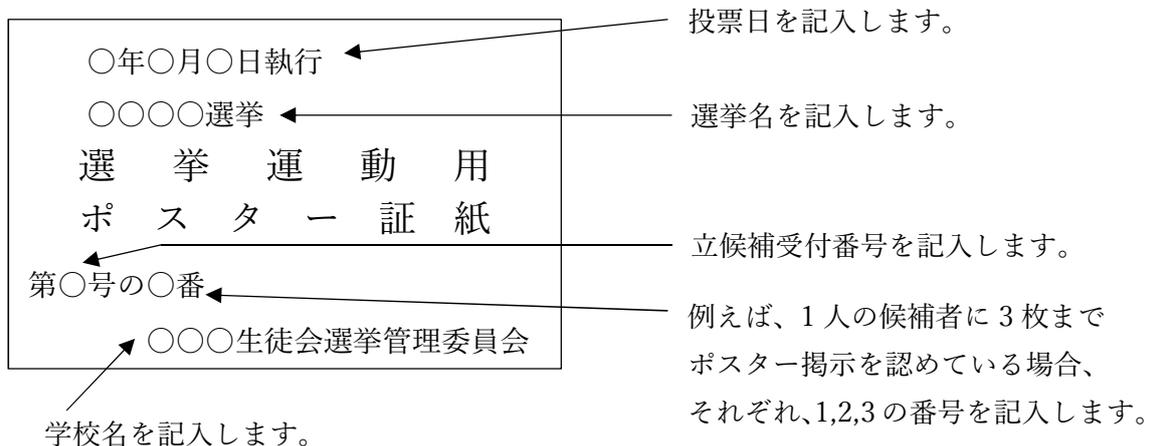
②ポスター掲示場

嘉麻市の選挙では、選挙管理委員会が定めた公営のポスター掲示場を設置し、その掲示場にしか選挙運動用ポスターは貼れません。学校選挙の場合、あらかじめ掲示場所を決めて貼らせてください。また、ポスター掲示場を設置しない場合、ポスターの枚数規制という選挙のルールを理解するため、ポスターに貼る証紙を作成し、利用しましょう。

(ポスター掲示場の例)



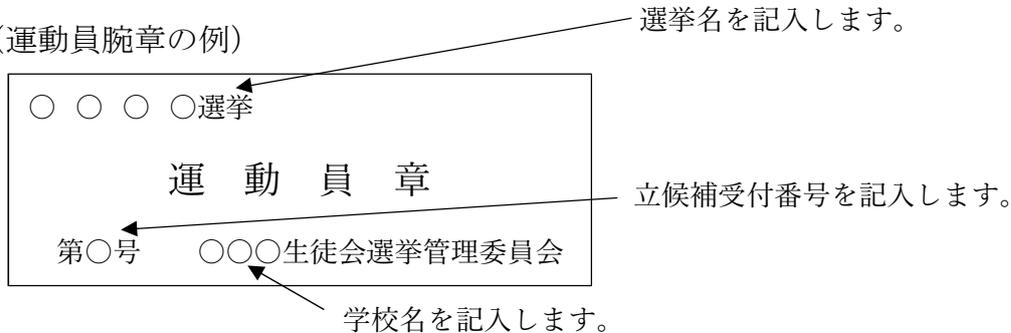
(ポスター証紙の例)



③運動員腕章

候補者の運動員（応援者）が、選挙運動を行うとき、必ず身につけなければならない腕章です。

(運動員腕章の例)

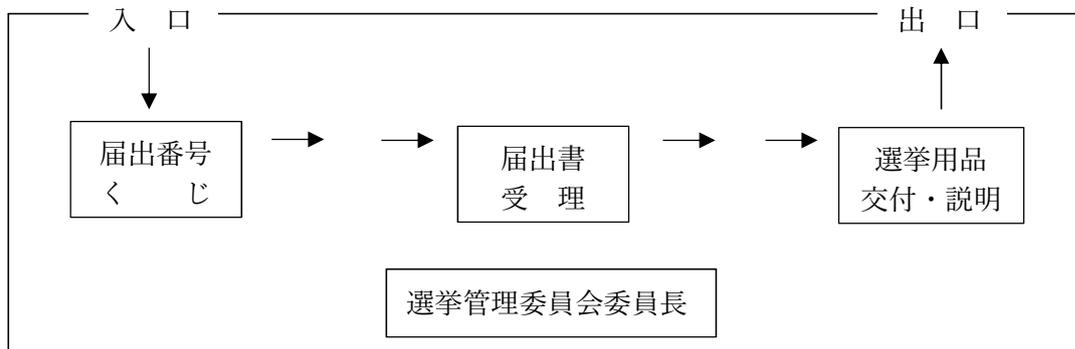


その他、立候補届出用紙、選挙公報の原稿用紙などは、それぞれの学校で独自の物を準備して下さい。

(3) 立候補の受付

①立候補受付会場

立候補の受付会場は、下記の図のように準備すると良いでしょう。



②選挙運動用品の交付

1人の候補者ごとに、以下の交付物を届出番号順に並べて用意します。

- ・校内演説用のぼり・・・1枚
- ・ポスター用紙、証紙・・・認めた枚数
- ・選挙運動員腕章・・・認めた人数分
- ・選挙公報原稿用紙・・・1枚

ここで、「のぼり旗」、「ポスター証紙」、「選挙運動員腕章」の届出番号（第〇号）が同じ番号になっているか確認します。

届出番号は一般の選挙の場合、1から届出順に届出番号を付けていきます（届出開始時間までに立候補が複数になった場合や届出時刻が重なった場合は、くじによる抽選を行います）。

(4) 選挙啓発活動

選挙を行う際には、選挙の雰囲気盛り上げ、投票日の周知と投票棄権防止を呼びかける活動も大切です。

①校内放送の利用

昼休みの時間を利用して、ポスター掲示場の位置や投票日などを周知します。

②懸垂幕やポスターの作成

啓発用語を使った懸垂幕やポスターを作成して、投票棄権防止などを呼びかけ選挙の雰囲気を盛り上げます。

(5) 選挙運動

一般の選挙では、立候補の受付を終えると、候補者や運動員は選挙運動ができるようになります。学校選挙の場合も、あらかじめ日程などで選挙運動の方法や時間、場所などを決めておく必要があります。

①校内演説

候補者は、あらかじめ決められた場所や時間、例えば登下校時や昼休み時間に、校内演説用のぼり旗を掲げ、支持を訴えます。

②ポスターの掲示

あらかじめ決められた大きさのポスターをポスター掲示場に掲示します。

ポスター掲示場を設置しない場合は、ポスターにポスター証紙を貼り掲示します。

③校内放送

候補者や運動員は、あらかじめ決められた順番や時間で、校内放送を利用して選挙運動を行います。

④選挙公報

立候補の受付の際、候補者や運動員に選挙公報の原稿用紙を渡しますが、決められた日までに提出してもらい、印刷して全校生徒に配布します。

⑤演説会

投票日の前日までに候補者が全員集まって行う立会演説会が、立候補者や推薦者の考えを全校生徒に伝えることができる最も良い選挙運動といえます。

この際、あくまでも公平公正に行うために、あらかじめ演説の持ち時間を決めておき、演説の順番はくじで決めると良いでしょう。

(6) 投票

①選挙人名簿

一般の選挙では、投票をするためには選挙人名簿に登録されていることが必要です。これは、選挙人名簿を作成することによって、選挙人が投票した場合に、選挙人名簿をチェックすることで、同じ人が2回投票することや、他人にみせかけて投票することなど、いわゆる一人一票の原則に反する行為を防ぐことができます。

学校選挙でも、以下の例にならって、選挙人名簿を作成しましょう。(出席名簿を活

用するのも一つの方法です。)

(選挙人名簿の例)

○年○組					
番号	氏名	備考	番号	氏名	備考

②投票所

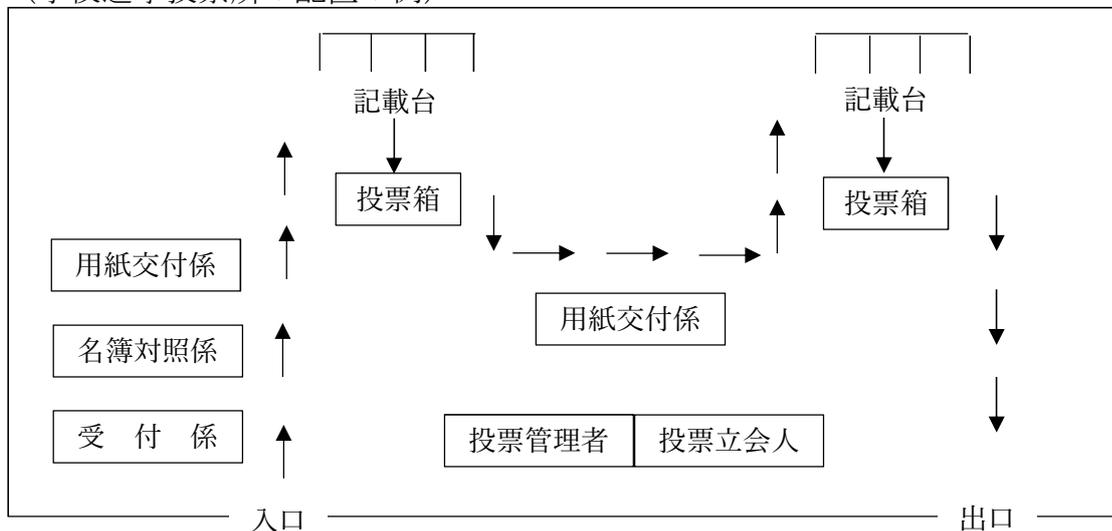
一般の投票では、選挙の種類や有権者の数によって異なりますが、1つの投票所に投票事務従事者として次のような人が従事しています。

- ・投票管理者・・・・・・・・・・1名
- ・投票管理者職務代理者・・・・1名
- ・受付係・・・・・・・・・・1名
- ・名簿対照係・・・・・・・・・・1名
- ・投票用紙交付係・・・・・・・・1～2名
- ・庶務係・・・・・・・・・・数名

このほか、一般の選挙では投票が正しく行われるように、各投票区（投票を行う単位区域）に住んでいる一般市民の中から、投票立会人2名を選任しています。

同じように投票立会人を数名選任し投票を監視する人も必要でしょう。

(学校選挙投票所の配置の例)



※ 投票所の見やすい場所に、候補者の氏名をあらかじめくじで決めた順番に掲示します。

選挙で使用する備品(投票箱、記載台等)は、市の選挙管理委員会で貸し出しいたします。

③投票の方法

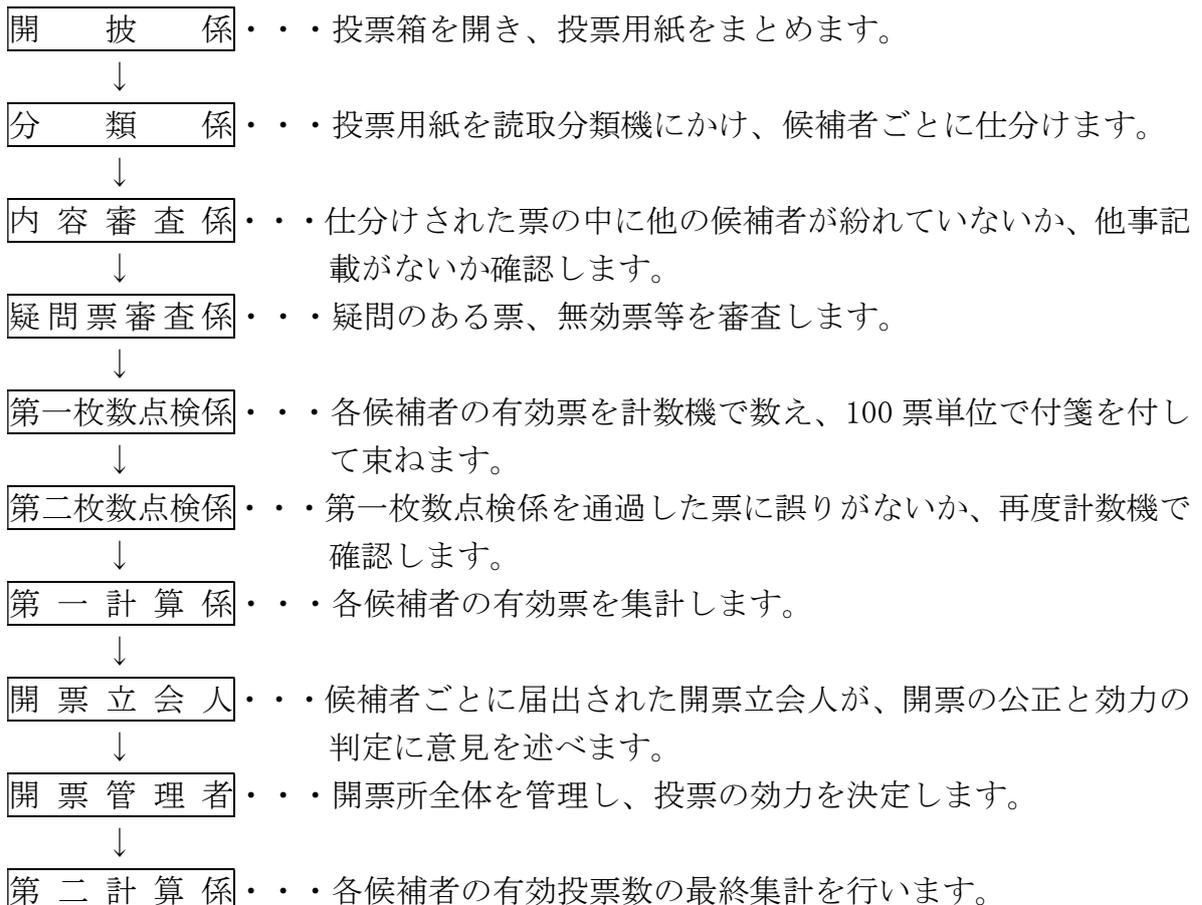
- ・名簿対照係で、選挙人名簿のチェックを受ける。
- ・用紙交付係で、投票用紙を受け取る。
- ・記載台で、投票用紙に候補者1名の氏名を記入し、投票箱へ入れる。

※ 投票用紙に、候補者の氏名以外を記入すると無効になります。

(7) 開票と当選者の決定(発表)

嘉麻市では、碓井住民センター大ホールを開票所にして、投票日の夜(即日)開票します。開票には開票事務従事者として市の職員が(約90名)従事しています。

それぞれ、次のように作業します。



そのほか、総務・記録係があり、開票記録を作成し、投票用紙を梱包します。学校選挙ではそれぞれの学校の実情にあわせて開票を行いましょう。

①当選者の決定

各候補者の得票数を集計し、選挙管理委員全員で確認し当選者を決定しましょう。なお、投票用紙は50票または100票単位でまとめておきます。

②当選者の発表

当選者の発表は告示により行います。校内の決められた場所へ掲示しましょう。

なお、内容としては、当選者の学年及びクラスのみとし、落選者への配慮として得票数は発表しない方が良いでしょう。選挙管理委員会の皆さんは、秘密を守ることも大切です。

(当選者の告示例)

告 示				
○年○月○日執行の○○○○○役員選挙において、当選人と決定した者は、次のとおりです。				
○○○生徒会選挙管理委員会				
委員長 ○ ○ ○ ○				
会 長	○ ○ ○ ○	○年○組		
副会長	○ ○ ○ ○	○年○組		
書 記	○ ○ ○ ○	○年○組		

(8) 当選証書授与

当選者の告示が終了したら、最後に当選者へ当選証書を授与するのも良いでしょう。当選者へ当選証書の授与をする場合は、選挙終了後なるべく早めに行います。授与は選挙管理委員会委員長が行うと良いでしょう。

(当選証書の様式例)

当 選 証 書	○○中学校○年○組 ○○○○	右は○○中学校において生徒 会会長に当選したことを証明す るためここに当選証書を授与す る	○年○月○日 ○○○生徒会選挙管理委員会 委員長 ○ ○ ○ ○
----------------------------	-------------------	--	--

資料 1

(参考様式 1)

〇〇〇〇選挙候補者届出書 (本人届出)	
ふりがな	
候補者氏名	
学年・組	
生年月日	(満 歳)
選挙名	〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙

上記のとおり立候補の届出をします。
〇年〇月〇日
氏名 _____

〇〇〇学校生徒会選挙管理委員会
委員長 〇 〇 〇 〇 様

(参考様式 2)

〇〇〇〇選挙候補者届出書 (推薦届出)	
ふりがな	
候補者氏名	
学年・組	
生年月日	(満 歳)
選挙名	〇年〇月〇日執行 〇〇〇〇選挙
添付書類	候補者の承諾書

上記のとおり立候補の届出をします。
〇年〇月〇日
推薦届出者〇年〇組 氏名 _____
推薦届出者〇年〇組 氏名 _____

〇〇〇学校生徒会選挙管理委員会
委員長 〇 〇 〇 〇 様

(参考様式3)

候補者推薦届出承諾書

○年○月○日執行の○○○○選挙における候補者となることを承諾いたします。

○年○月○日

○年○組

氏名 _____

推薦届出者 _____

推薦届出者 _____

(参考様式4)

通称認定申請書

ふりがな
候補者

ふりがな
呼称

○年○月○日執行の○○○○選挙において、上の呼称を通称として認定されたく申請します。

○年○月○日

○年○組

氏名 _____

○○○生徒会選挙管理委員会

委員長 ○ ○ ○ ○ 様



資料 2

生徒会役員選挙日程表（例）

月日	曜日	日 程	
／ 1	火		第 1 回選挙管理委員会（日程・分担）
2	水		第 2 回選挙管理委員会（研修会準備）
3	木		
4	金		第 3 回選挙管理委員会（研修会）
5	土		
6	日		
7	月	選挙 啓 発 期 間	選挙期日（投票日）等の告示
8	火		
9	水		
10	木		立候補の受付、第 4 回選挙管理委員会
11	金		選挙公報原稿提出期限
12	土		
13	日		
14	月		第 5 回選挙管理委員会（選挙公報印刷）
15	火		選挙公報配布
16	水		候補者立会演説会（5・6校時）
17	木		投票（4校時、開票（放課後））
18	金		開票結果発表、当選証書の授与
19	土		
20	日		
21	月		



令和 5 年 9 月作成
作成 嘉麻市選挙管理委員会
〒820-0292 嘉麻市岩崎 1 1 8 0 番地 1
電話：0948-42-7410 Eメール：senkyo@city.kama.lg.jp